

緊急事態措置区域から除外されたことを踏まえた3月8日以降の対応について

養父市教育委員会

1 教育活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、校外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

3月の入試等については、予定どおり実施されるので、感染予防対策を徹底する。

(2) 感染防止対策を徹底する。

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、随時の手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験等に当たっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して日中も含めた不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。など

2 部活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、原則、実施場所は、公式試合（※）を除き、3月31日までは但馬内とする。また、活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とする。

練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しない。

※令和2年度中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する全国大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。なお、競技団体の上位大会につながる予選及び中体連スケジュール記載大会において出場権を獲得した上位大会については別途協議する。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。